

島田宿大井川川越遺跡整備基本構想（案）

島田市教育委員会

序 文

南アルプスの山々に源を発し、駿河湾へと流れる大井川と日本の東西を結ぶ東海道が交差する島田市は、古代から大井川の恵みと街道を行き交う人々との交流を通して発展してまいりました。東海道最大の難所として、「越すに越されぬ」とも唄われた大井川の川越しも、こうした自然や社会的環境のもとに行われ、「島田宿大井川川越遺跡」は、わが国の交通史を語る上で欠くことのできない貴重な遺跡として、昭和 41 年に国の史跡に指定されました。



川越遺跡は指定から 50 年が経ちましたが、この間地域住民をはじめ多くの人々の協力により、川会所や川越人足が詰所とした番宿などが復元され、当市の歴史や文化を語り継ぐ財産として地域において育まれてきました。また、遺跡に隣接して島田市博物館や海野光弘版画記念館が開館し、これらとあわせて歴史、文化、芸術を楽しむエリア「ヒストピア島田」として新たな価値を形成しております。

一方で、社会問題となっている少子高齢化に伴う人口減少の進行、地域コミュニティのあり方の変化等は、文化財の保存活用についても大きな課題となっております。

こうした中、島田市では平成 27 年 3 月に川越遺跡の保存のあり方や管理の方針を示した『島田宿大井川川越遺跡保存管理計画』を策定しました。本構想は、この保存管理計画を踏まえ、遺跡の整備・活用、地域の活性化、さらには観光の振興を図り、持続可能な史跡のまちづくりを目指そうとするものであり、この構想を基に「人・産業・文化の交流拠点」である島田市にふさわしい遺跡の整備・活用を検討してまいりたいと考えております。

最後に、策定にあたり貴重なご意見、ご指導をいただきました川越遺跡整備委員会委員の皆様はじめ、文化庁並びに県文化財保護課、河原町自治会、関係団体の皆様に敬意の念を込め、厚く御礼申し上げる次第でございます。

平成 29 年 3 月吉日

島田市長 染谷 紗代

目 次

序文

目次

第1章 整備基本構想の目的と構想策定に至る経緯

第1節 構想画策定に至る経緯	1
第2節 構想策定の目的	1
第3節 構想の位置付け	1
第4節 委員会の設置	4
第5節 構想策定の対象範囲	6

第2章 史跡の概要

第1節 島田市の概要	7
第2節 史跡指定地の状況	11
第3節 史跡の価値	20

第3章 整備の基本理念と基本方針

第1節 整備に向けた課題	21
第2節 基本理念	23
第3節 整備の基本方針	23

第4章 基本構想

第1節 遺跡の地区区分（ゾーン区分）とネットワーク	24
第2節 ゾーン別保存整備構想	27
第3節 ネットワーク整備構想	38
第4節 利活用構想	41
第5節 運営および体制整備	43

第5章 事業化に向けた課題の整理-----45

第6章 整備スケジュール-----46

資料編-----47

第1章 整備基本構想の目的と構想策定に至る経緯

第1節 構想策定に至る経緯

島田宿大井川川越遺跡（以下、川越遺跡と省略）は、江戸時代、中山道とともに江戸と京都を結ぶ東海道最大の難所として知られた大井川の川越しを今に伝える遺跡として、昭和41年に国の史跡に指定された。東海道の河川の中でも酒匂川（神奈川）、興津川、安倍川、大井川（静岡）は幕府の交通政策によって架橋や渡船が認められず、川越人足による徒歩渡しによる渡渉が定められていた。これらの河川の中で川越業務を統括した川会所の建物や川越関連の施設が現在も残っている場所は川越遺跡の他にはなく、江戸時代の街道交通を語る上で極めて貴重な遺跡といえる。

指定後、昭和45年から川会所や川越人足が溜場とした番宿などの復元整備を行うとともに、遺跡の保存を目的に指定地の買い上げを行い、現在までに指定地の約78%が公有地となっている。また、平成6年以降、遺跡の保存整備や個人住宅の改築にともなう発掘調査も実施し、遺跡の基礎資料の収集にも努めてきた。

こうした史跡の保存整備や調査と並行して周辺も含めた整備計画も作られてきたが、遺跡を確実に保護していくための保存管理計画は未策定であった。さらに近年、遺跡とその周辺地域では少子高齢化が進み、空き家の荒廃が顕著になり始めてきた。

このため、島田市教育委員会では文化庁、静岡県教育委員会の指導のもと、永続的な遺跡の保護・保存を目的に平成27年3月に『島田宿大井川川越遺跡保存管理計画』を策定した。保存管理計画では指定地とその周辺を含めた保護対象地域を設定して遺跡を保護するとともに、指定地についてはその土地の所有や利用目的等に応じて現状変更の許可基準を設け、遺跡の保存を図っている。この保存管理計画を踏まえて遺跡の整備を行うため、今回、整備基本構想を策定することとなった。

第2節 構想策定の目的

川越遺跡についてはこれまで整備に関する計画を4回策定してきたが、その内容は番宿などの歴史的建築物の復元や景観整備に重点を置いた内容であった。平成8・9年度に実施した「街道まちなみ整備事業」からも20年が経過し、遺跡を取り巻く社会環境も大きく変化した。

少子高齢化・人口減少が進み、遺跡の指定地やその周辺でも空き家や独居高齢者が増え、今後も増加することが予想されている。これにともなって平成21年頃から指定地の所有者の土地の買い上げ要望が寄せられるとともに、遺跡内の空き家の荒廃が顕著になり始めてきた。

島田市ではこれまで遺跡内の川越し関連施設の復元整備を行うとともに、買い上げ要望のあった指定地について遺跡の保護を目的に公有化を行ってきた。しかし、公有化した土地の中には更地となつたままの場所もあり、景観や活用に課題がある。また、番宿等の復元が行われた建物においては連台※の展示や機織体験を実施するなど活用しているものもあるが、その他の建物内部の公開にとどまっており、その活用に課題を残している。市の財政状況も厳しさを増す中では維持費の確保も難しくなっており、今後の遺跡のあり方について新たな方向性を見いだす必要に迫られている。

こうした状況のもと、諸問題を解消し遺跡の適正かつ永続的な保存管理を行い、より一層の理解を図るとともに、地域の活性化や文化的観光資源の活用に資する整備基本構想を策定する。

※連台：客を乗せて数人で担ぎ川を渡った台

第3節 構想の位置付け

本構想は『島田市総合計画』の具体化のための計画のひとつに位置付け、過去に作成した上位計画および関連計画と整合のとれたものとする。

1 上位計画

『島田市総合計画（前期基本計画）』 平成 21 年 3 月

総合計画では全体計画期間を平成 21 年度から平成 29 年度までとし、このうち平成 21 年度から平成 25 年度までを前期基本計画期間に定めて実施してきた。前期基本計画では平成 17 年度の旧金谷町、平成 20 年度の旧川根町との合併を受けて、新島田市の将来都市像を「人と産業・文化の交流拠点 水と緑の健康都市 島田」とし、基本構想の「ここにしかない「個性」を大切に」することを基本理念の一つに掲げ、歴史・文化資源の一例に川越遺跡を上げている。第 6 章「6-6 歴史資源の保存と活用」では施策目標を「長い歴史の中で培われた郷土の歴史的文化遺産や伝統行事を後世に引き継いでいくため、文化遺産や文化財の保護・保存に努めるとともにその活用を図り、歴史・文化が息づく地域社会の実現を目指します。」としている。現状と課題では「（前略）川越遺跡は一部の番宿などが復元されていますが、史跡整備や町並み景観形成など今後の課題となっています。

（中略）なお、こうした史跡の整備に当たっては、地区に住む人々と協働し、歴史を活かしたまちづくりに取り組むことが必要です。」と述べている。施策の方向としては川越遺跡の整備に向けて計画的な推進を図るとし、「協働のまちづくりの一環として、遺跡や文化財の保存活動を推進するため住民や活動団体と協力して実施するとともに、歴史を活かしたまちづくりに向けて市民と協働して進めます。」と結んでいる。

また、平成 26 年 3 月にまとめられた『島田市総合計画（後期基本計画）』においても上述の内容が述べられている。

2 関連計画

（1）『島田市都市計画マスターplan』 平成 22 年 3 月

都市計画法第 18 条の 2 に基づき、島田市が取り組むべき都市づくりの施策の方向性を示すとともに総合的な土地利用の方針を示したもので、平成 22 年度から平成 41 年度までを計画期間としている。川越遺跡に関しては「歴史的街並み保全については地域住民の積極的な参加により、景観の保全とともに川越文化など地域固有の文化の継承を図ります。」と述べている。また、土地利用の方針では、「島田宿大井川川越遺跡、島田市博物館・分館等を利活用し、人の集まる拠点を形成します。」とし、ゆとりづくりの方針として「大井川川越遺跡、博物館を中心に歴史的資源や逸話などを掘り起こし、積極的な情報発信を行い、観光客の増加に努め地域の活性化を図ります。」と謳っている。

（2）『島田市景観計画』 平成 25 年 8 月

景観法第 8 条に基づき、島田市が目標とする景観像を「伝統と創造を 大井川の豊かな水と緑が育む 笑顔あふれるまち」とし、市民・事業者・行政の協働による良好な景観の形成に関する基本的な方針および基準を明示している。川越遺跡については「歴史を感じる景観（時の景観）」に位置付け、資源の活用として「適切な維持管理により保全するとともに、観光や交流の拠点として積極的に活用し市民の関心と理解を高めるよう努めます。」と述べている。

3 川越遺跡に関する計画・報告書

（1）『国指定史跡島田宿大井川川越遺跡保全整備調査計画報告書』 昭和 55 年 3 月

この報告書では、川越遺跡の保全整備に関する調査を実施し、この調査に基づき、地区環境整備としての町並み（遺跡）保存計画を立案している。また、歴史的環境保存と住環境整備計画との共存

が目的であり課題でもあると指摘している。

この計画を遂行させるために、現地調査により明らかになった計画地区の特性と史跡保存としての方針から計画地区を9ブロックに分け、そのブロック毎の計画目標を立てて保存計画を策定している。その中で保存計画の中心地は、大堤から九番宿までの指定地である川会所と番宿が立ち並ぶ街道沿いの範囲であり、特性として「景観上、史跡保存上、中心的区域」とし、計画目標を「計画区内でも最も重点的にファサード保存修景を施し、調和ある景観を作り出す。」としている。復元・修景計画においても、このA区が核として考えられ、他の地区においても、水路、松並木復元等、ランドスケープ上の復元は可能なところから進めていくべきと提言している。

この報告書は、当時としては詳細な現地調査に基づき各家屋、町並みの分析を行い、史跡の保存計画や修景論まで立ち入った画期的な報告であるといえる。ただし、史跡の保存管理方法や方針、現状変更への対応など、具体的な内容にまで及んでいない点に課題が残るものであった。

（2）『島田宿大井川川越遺跡周辺整備計画策定調査報告書』平成7年1月

この報告書は、河原町地区を5つの性格の街区に区分し、それぞれの街区毎の将来像を描いて、目標と方針に沿った整備構想を立ち上げ、最後に整備内容を提案している。地区整備の基本的なコンセプトとして「旅文化 賑わいのある 川越ステージの創出」とし、今後の目標として「東海道旅文化の顕著化」「魅力ある観光空間の創出」「住民・市民のための環境の向上」「多様な交流機能の充実」の4点を掲げている。整備推進方策として、地区整備構想の内容に基づく関連事業を整理し、各事業で適用すべき手法を検討している。この中で整備事業を推進するためには、河原町町内会のほか河原町活性化委員会、河原町歴史保存会(仮称)など、河原町独自の取り組みを行う統括的な委員会を設置し、行政との緊密な連絡調整や体制作りが求められていると結んでいる。

この報告書では、遺跡の周辺地区の整備、土地区画整備事業を含めた基盤整備や観光空間の創出、修景に関する検討等、評価すべき点は多い。しかし、あくまでも遺跡周辺の整備に重点が置かれ、史跡保存管理計画を含めた遺跡の核となる部分についての整備計画が希薄であった。

（3）『島田宿「川越屋敷」及び周辺整備計画報告書』平成8年3月

この報告書は、川越街道（三太郎土橋～せぎ跡）周辺地区がより魅力的な場所となるための整備計画の提案であり、上記した『島田宿大井川川越遺跡周辺整備計画策定調査報告書』で提案された地区整備の方向を踏まえ、より具体的な計画策定を進めている。

ここでは重点整備事業として、民俗資料館の整備案とその発展形の「(仮称)川越屋敷の整備(旧櫻井邸)」を提案し、川越街道町並み整備を再構築している。特に川越街道街並み整備の基本的な考え方としては「指定文化財については、買取りを基本とし、適切な復元修理を実施する(保存・復元型)。その他の建物(特に文化財として指定されている約270mの区間)については、移転を進める一方で誘導を促し、街並みの連続性を高める(継承型)。それ以外の街道筋の道路空間、沿道建築物等については、地区の歴史的雰囲気と調和を心掛ける(調和型)。」とあり、このように大きく3つの誘導タイプを設定して指定文化財以外のデザインコード案を提案している。

（4）『川越街道修景基準策定業務委託報告書』平成13年3月

この報告書は、川越街道の歴史的街並みの沿道景観の保全、誘導を図るための根拠とするために、川越街道保全地区の民間建築物の形態および外構の修景に係る修景基準を定めることを目的としたもので、対象地区を河原二丁目19番地5号～河原一丁目15番地12号の地区と限定することを明示した。すなわち、西はせぎ跡から川越街道を中心に東西に続く町並みで、東は三太郎土橋まで

をその範囲の対象とする。

ここでは修景基準の対象建築物および空き地、修景対象建築物の考え方、修景のよりどころ、家並みおよび建物等の特性等の修景基準の検討を行い、さらに対象区全体の特性や建物の特性(屋根・壁面・窓・戸・水路・縁・門・塀)を分析している。それに基づき修景シミュレーションとその検討を行って、3回の地元懇談会を開催し、地元の意向を踏まえた上で修景の指針を示したが、強制力はなく、島田市史跡のまちなみ保存整備事業費補助金の選択基準としている。

(5)『国指定史跡 島田宿大井川川越遺跡保存管理計画』平成27年3月

遺跡についてその周辺も含め、各種調査を行いその成果をまとめるとともに、史跡の価値や保存管理の基本方針を定め、史跡の構成要素を分類している。その上で遺跡の土地の所有状況等により現状変更の許可基準を定めている。また、今後について地域住民との協力体制を築き、遺跡整備を進め、文化的観光施設としても活用を図っていくことを目指している。

第4節 委員会の設置

本構想の策定に当たっては市関係部課長で組織する『島田宿大井川川越遺跡整備基本構想策定委員会』を設置し、整備構想策定のための基本方針等を検討した。また、学識経験者や地元代表者、市関係幹部職員で構成する『島田市島田宿大井川川越遺跡整備委員会』を設置し、整備構想策定への指導をいただいた。

島田宿大井川川越遺跡整備基本構想策定委員会

○策定委員

牛尾 伸吾	(市長戦略部長)	平成27年度
鈴木 将未	(市長戦略部長)	平成28年度
北川 雅之	(産業観光部長)	平成27・28年度
安原 正明	(都市基盤部長)	平成27年度
大村 彰	(都市基盤部長)	平成28年度
伊藤 康久	(行政経営部長)	平成27・28年度
畠 活年	(教育部長)	平成27・28年度

○幹事

三浦 隆広	(秘書政策課長)	平成27年度
田中 義臣	(戦略推進課長)	平成28年度
北川 善巳	(商工課長)	平成27年度
大須賀 正行	(商工課長)	平成28年度
三浦 洋市	(観光課長)	平成27・28年度
谷河 篤夫	(都市計画課長)	平成27・28年度
鈴木 明宏	(財政課長)	平成27・28年度
孕石 晃	(文化課長)	平成27・28年度



島田市島田宿大井川川越遺跡整備委員会

○整備委員

渡辺 和敏	愛知大学地域政策学部教授（委員長）
高瀬 要一	独立行政法人奈良国立文化財研究所名誉研究員（副委員長）
建部 恭宣	前静岡県文化財保護審議会会长
海道 清信	名城大学都市情報学部教授
荒井完治郎	島田市文化財保護審議会会长
松井 三宜	河原町代表
畠 活年	教育部長

○臨時委員

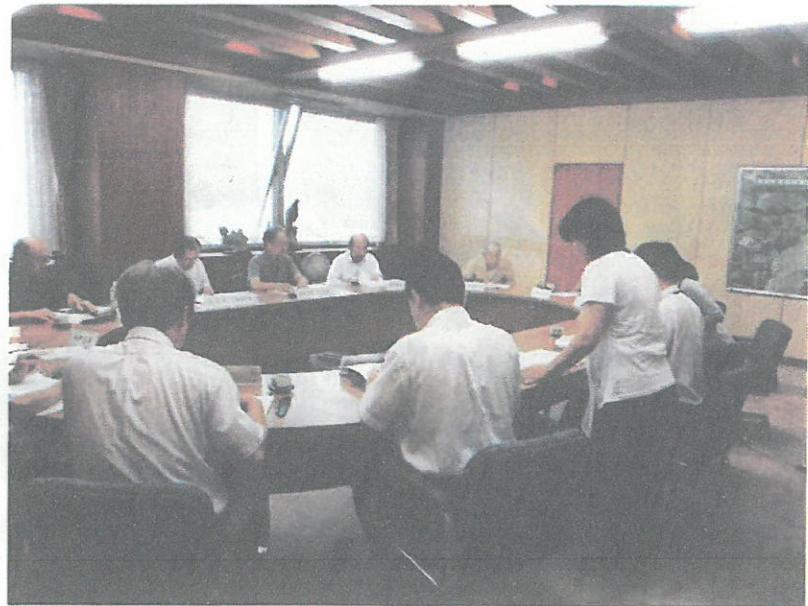
北川 雅之	市産業観光部長	平成 27・28 年度
安原 正明	市都市基盤部長	平成 27 年度
大村 彰	市都市基盤部長	平成 28 年度

○アドバイザー

佐藤 正知	文化庁記念物課主任文化財調査官	
日吉 淳	静岡県教育委員会文化財保護課文化財管理班指導主事	平成 27 年度
山田 啓子	静岡県教育委員会文化財保護課文化財管理班主査	平成 28 年度

○事務局

孕石 晃	島田市教育委員会文化課長
家田 佐知子	島田市教育委員会文化課文化財係長
篠ヶ谷路人	島田市教育委員会文化課文化財係主任学芸員
望月 伸嘉	島田市教育委員会文化課文化財係主査
川島 綾子	島田市教育委員会文化課文化財係嘱託員



第5節 構想策定の対象範囲

本構想は川越遺跡を中心に河川敷を含む島田市河原一丁目、二丁目を対象範囲とする。なお、遺跡周辺の基盤整備等については、史跡整備の進捗状況や社会状況の推移を見た上で検討する。

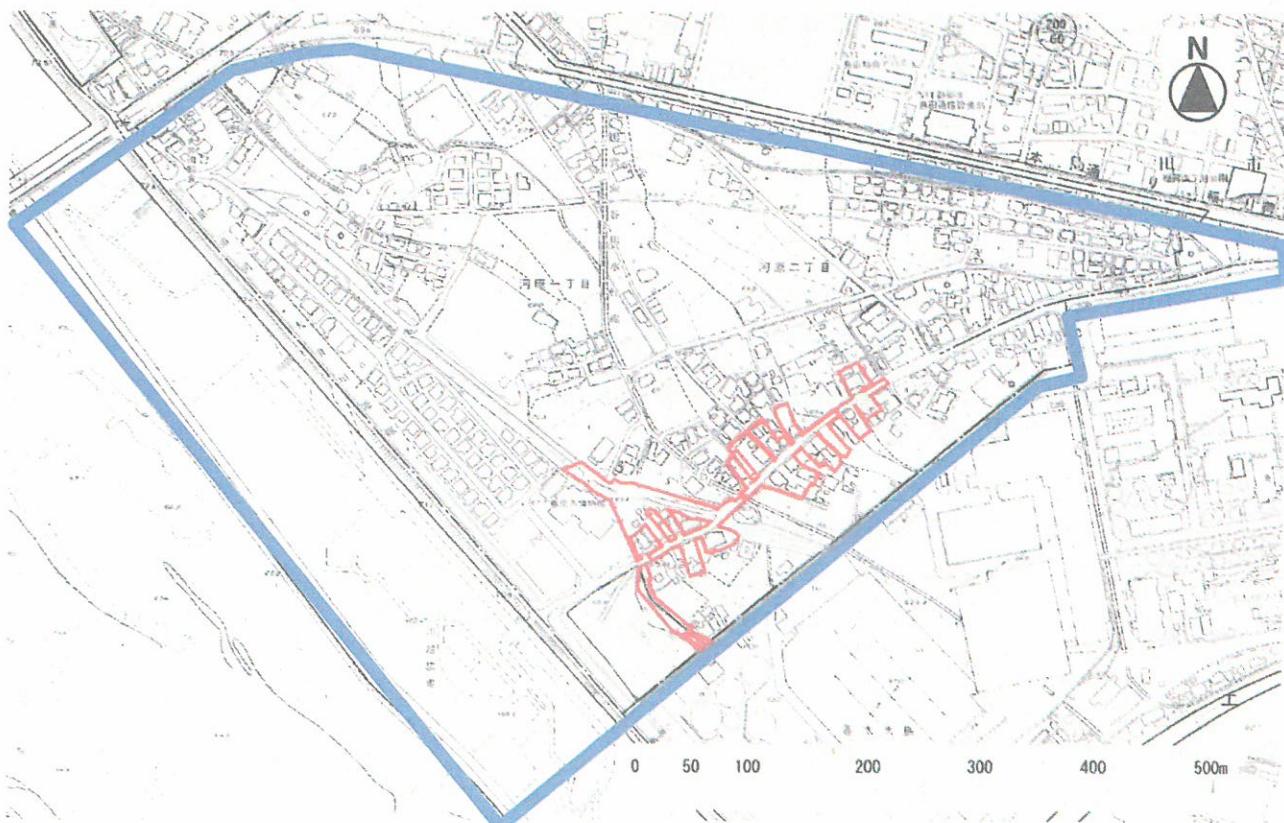


図1 構想対象範囲図

第2章 史跡の概要

第1節 島田市の概要

1 自然的環境

島田市は静岡県のほぼ中央に位置し、南アルプスを源流とする大井川が激しく蛇行しながら市内を北から南へ流れている。市の北部には山林が広がり、川沿いの斜面では茶の栽培が盛んに行われている。南部の大井川右岸は大井川の氾濫原として金谷・初倉地区の平地が広がり、さらに太古の地殻変動によって大井川の河床が隆起してできた牧之原台地が南に向かって広がっている。大井川の左岸には扇状地が形成され、藤枝・焼津方面に向かって志太平野が広がっている。

一年を通して温暖な気候に恵まれ、平均気温は15℃程度で、最も気温の下がる1月から2月の平均気温も5℃ほどと温かく、降雪は珍しい。雨季は6、7月の梅雨と9、10月の台風シーズンで、冬季は雨が少なく乾燥し、大井川右岸の牧之原台地ではこの地方特有の「遠州の空つ風」と呼ばれる冷たく乾燥した強風が吹く。

川越遺跡は大井川の右岸、旧東海道と大井川の接点に位置し、河原一丁目、二丁目にまたがる街
道約270mとその両側の川越し関連の宅地や堤防跡が指定されている。遺跡周辺は大井川の氾濫原で、標高65m前後の平坦な土地である。浅井治平氏や大塚淑夫氏の研究によれば、大井川の流路は「天正の瀬替え」以前は、牛尾山（駿河山）が相賀の山と尾根続きであったため、横岡から西に向かって流れた大井川は、志戸呂で牧之原台地に当たって流路を東に変え、向谷から伊太→旗指→野田→岸へと山伝いを通る流路と、志戸呂から二軒家へ牧之原台地の浸食崖沿いを通って河原→横井→高島方面を下る流路があったと考えられている。いずれも遺跡を含めた現在の島田の市街地の大部分は、かつて大井川の河道になったため、大井川の上流から運ばれてきた大量の丸い川原石や砂・砂利が混ざった砂礫層が厚く堆積している。

大井川の氾濫を防ぐため、遺跡周辺では高土手（現在消滅）・島田大堤（桜堤防）・善太夫鳴堤（一部復元）堤防が南北に築かれ、最も西側に県道河原・大井川港線が走る第一堤防が造られている。この堤防の西側は川越広場と呼ばれる河川敷公園とマラソンコースが整備され、さらにその先に大井川の川原が広がり、平時は幾筋かに分かれて河水が流れているが、大雨になると満々と水をたたえた濁流の大河となる。

遺跡とその周辺の植生について、『東海道分間延絵図』（1806）や『駿河記』（1818）の挿絵など江戸時代の川越し場を描いた絵画には、島田大堤や街道の南北両側に松並木が植えられ、集落の周辺は田んぼの広がる様子が描かれている。また、元禄2年（1689）に書かれた『一目玉鉢』（井原西鶴著）や『島田宿明細帳』（享和3年（1803）などには茱萸が茂っていたことが記されている。

現在、昔の松並木は姿を消し、島田大堤と街道の接する場所に松が2本残るのみで、街道整備事業で新たに街道沿いに植樹した松が川会所前にある。島田大堤にあった松は戦後自治会によって植樹された桜並木に代わり、3月下旬には自治会主催の桜まつりが催され、お花見の名所として市民に親しまれている。また、茱萸の木も全く姿を消し、街道の南北両側に広がっていた田んぼも工場の進出や宅地化により、札場や三番宿裏にわずかに残る。なお、宅地の増加に伴って遺跡の周辺では様々な庭木が植えられ、60種類を超える樹木が確認されている。

2 歴史的環境

現在、市内で確認されている遺跡の中で最も古いものは、伊太にある「大鳥遺跡」である。この遺跡からは、旧石器時代のナイフ形石器や尖頭器などが発見され、石器の形態からみて1万8千年



図2 島田市全域図

前のものと考えられている。東日本では、石器を製作するときに縦長の剥片を素材として使用し、西日本では横長の剥片を使う。この遺跡からは横長の剥片が1点出土しており、すでにこの時代か

ら東西の文化の交流があったことがうかがえる。

大井川右岸の東鎌塚原遺跡では、全国で初めて平面の形が六角形の縄文時代中期の住居跡を検出している。この時代は、一般的に円形の住居跡がみられるが、五角形など多角形住居は信州地方の遺跡で多く検出されている。また、この遺跡からは、瀬戸内地方や渥美半島にみられる薄手の土器と長野・山梨県の厚手の土器が混在して出土していることから、大井川と駿河湾が接するこの地域は、大昔より東西・南北の文化が交流する地域であったことが推測される。

大陸から米作りが日本に伝わった弥生時代の遺跡は、市内では旗指遺跡と東山遺跡で弥生時代中期の住居址が見つかっているほか、大津地区の「田ノ谷遺跡」では鉄鏃が、「落合西遺跡」で銅製の腕輪が発見され、弥生時代後期の集落跡が確認されている。また、金谷の横岡城遺跡でも、弥生時代後期の壺が発見されたほか、川根町家山の天王山遺跡では後期の住居址が見つかっている。

3世紀後半から7世紀にかけて島田市内でも多くの古墳が造られ、川根町家山の天王山2号墳は、弥生時代の方形周溝墓の形態を持つ前期古墳である。その後、前期から中期にかけて造られた城山古墳や鳥羽見古墳が確認されている。古墳時代後期になると市内の丘陵地帯に古墳が多数築かれ、その周囲に集落が形成された。特に初倉の谷口原や野田周辺の丘陵には数多くの古墳や集落跡が数多く見つかっている。

奈良・平安時代、7世紀後半から8世紀にかけて全国の街道が整備された。東海道は京より常陸国（茨城）まで整備された。当時の駅名を記した『延喜式』によれば、島田には遠江国初倉駅があったとされている。大井川右岸の牧之原台地東端には、『延喜式』に記された敬満神社が鎮座し、この神社西側の「宮上遺跡」からは、奈良時代の住居跡から「驛（駅）」と墨書された土器が出土した。隣接する「青木原遺跡」でも円面鏡が発見されていることから、この付近に初倉駅があったと推定されている。10世紀中頃に書かれた『倭名類聚抄』に「志太郡大津郷」の名が記載されており、11世紀中頃には伊勢神宮の荘園となり「大津御厨」と呼ばれていた。この頃には、伊太地区で灰釉陶器の生産が行われ、静岡県内中・東部から神奈川県西部など関東地方に向けて広範囲に流通していたことから、陶器の生産が御厨の貴重な財源であったことが想像される。

鎌倉時代の歴史書『吾妻鏡』には建久元年（1190）12月に源頼朝が奥州征伐の帰途に宿泊した場所として「嶋田」の名が記されている。この嶋田は現在の野田の南にある元島田に想定されおり、頼朝の宿泊地となったことを考えると、この時期にある程度の規模の集落があったとみてよい。また、貞応2年（1223）に書かれた『海道記』には京都からの旅人が播豆藏の宿を過ぎ、大井川の浅瀬を渡り前島（藤枝）を過ぎ藤枝の市に至ったことが記されている。

至徳2年（1385）11月15日の「足利義満御判御教書写」『今川家古文書写』には「駿河国大津庄」と記載されていることから、南北朝の内乱に御厨が解体し大津庄という地名になったことがうかがえる。観応3年（1352）8月、反足利尊氏派の佐竹兵庫助と駿河国守護今川範國の息子範氏が大津城で激しい争いを繰り広げ、この戦いで勝利した今川氏は大津に慶寿寺を建立してこの地を拠点とし、駿河に進出する足掛かりとした。

室町時代の大井川の渡渉について、永享4年（1432）に將軍足利義教の富士遊覧の様子を記した『富士紀行』や『覧富士記』では島田から播豆藏の宿を通過したことが記されている。

戦国時代に三河・遠江・駿河の三国を治める東海随一の守護大名となった今川氏が、永禄3年（1560）に桶狭間の戦いで今川義元が討たれると今川氏は衰退し、武田信玄と徳川家康が駿河に攻め込み、島田は武田氏の支配下となった。天正3年（1575）5月、長篠の戦いで武田勝頼が織田・徳川の連合軍に敗れると8月には金谷の諏訪原城も落城し、この地域の支配権力は武田から徳川に移っていった。

戦国期には、島田出身で今川氏に仕えた連歌師宗長が、駿府と都を往復する旅の途中で金谷に一

泊したことを手記に記している。そして、永禄 10 年（1567）に富士見物のため下向した里村紹巴は、金谷宿から島田へ渡る際に「大井川をわたす人」がいたと記し、後に川越人足となる渡渉を生業とする人々がすでにこの時期には存在していたことをうかがわせる。また、天正 10 年（1582）武田氏討伐の帰途に東海道を西進する織田信長の軍勢は島田（元島田）を通過して大井川を渡り、金谷に至ったことを『信長公記』は記している。

天正 18 年（1590）に豊臣秀吉が小田原征伐によって天下統一を果たすと、徳川家康は関東に国替えとなり、大井川の右岸の金谷は山内一豊が支配し、左岸の島田は中村一氏が支配した。この頃行なわれた「天正の瀬替え」によって大井川の流路が変わり、島田・金谷の両岸に新たな平野が形成された。これにより島田の宿場も現在の本通付近に移ったと考えられる。

江戸時代、島田宿は田中藩領だった寛永と享保・元文期を除いて代官所（陣屋）が置かれ、幕末まで幕府領であった。慶長 6 年（1601）、徳川家康による宿駅制度が設けられると、島田宿においても本陣や旅籠、問屋場が整備された。慶長 9 年の大井川の大洪水で宿場が流され再び元島田に宿場が移るが、元和元年（1616）には現在の本通に戻り宿場が再建されていった。

参勤交代の諸大名や御蔭参りの旅人など街道を行き交う旅行者が増大するのにもない、元禄 9 年（1696）に島田代官が新たに川庄屋を任命し、川越業務に当たらせた。これ以後川越制度は整備されていったと考えられる。川越しによつてもたらされる富は島田・金谷両宿の経済を支え、天保 14 年（1843）の島田宿の人口は 6,727 人に上り、東海道の宿場の中でも 7 番目の規模となつた。そして島田宿では女性の日本髪で有名な「島田鬚」や豪華な衣装の大行列が練り歩く「島田帶まつり」など豊かな文化も生まれた。

しかし、明治維新によって江戸幕府が倒れると明治 4 年（1871）には川越しに代つて渡船が行われるようになり、大井川の川越しは終了した。

明治期に入り島田市周辺では輸出品として需要の多い茶の栽培が盛んに行われ、特に牧之原の茶園では近代的な茶業による大量生産が行われ茶産地静岡を支える地域となつた。また、良質な大井川材の集積地となつた島田では木工・製紙業が盛んになり「木都島田」と呼ばれるほどの発展を遂げた。

3 社会的環境

島田市は平成 17 年に大井川の対岸の金谷町と、平成 20 年には北部の川根町と合併して人口 10 万人となつた。市役所本庁舎は旧島田市役所とし、金谷本町、五和、川根町家山にはそれぞれ支所を置いて住民票の交付などの業務を行つてゐる。

交通のアクセスは、東西に JR 東海道線が走り、市内では東から六合、島田、金谷の各駅があり通勤通学の足として利用されている。また、金谷駅より北部の川根本町に向かって走る大井川鐵道は S L を運行する鉄道として全国に知られ、多くの観光客で賑わつてゐるほか映画のロケ地としてもよく使われている。市内南部には東名高速道路島吉田インターチェンジ、北部には新東名高速道路島田金谷インターチェンジが設置され、鉄道・高速道路・国道 1 号などの主要幹線道路と鉄道が東西方向を結ぶ立地条件の良好な場所である。さらに市の南部の牧之原台地には富士山静岡空港があり北海道、福岡、鹿児島などの国内線のほか、韓国、台湾、中国など近隣アジアの国際線が就航し、外国人観光客が多く利用している。このほか国道 473 号は自動車や木材の貨物港である御前崎港と空港を結び、さらに、大井川に沿つて右岸を走り奥大井とを繋ぐ生活・物流・観光にとって欠かせない南北道路として利用されている。

市の産業としては、農産物では茶の生産量が最も多く、北部川根地区の良質な製品とともに、明治以来大井川右岸の牧之原台地での大規模な機械化により大量生産が行われ、南九州市や牧之原市

に次いで国内3番目の茶園面積を誇る茶産地である。平地では稻作のほかにレタスやバラなども生産されている。また、工業生産の分野においては交通アクセスの良さや大井川の豊かな伏流水を利用した食品や医薬、精密機械メーカーなどの工場が大井川沿いの平地を中心に進出している。このほか、観光業の分野では、SLで有名な大井川鐵道や蓬莱橋や川越遺跡、金谷の石畠などの旧東海道や諏訪原城跡などの旧跡、さらには川根温泉や奥大井の自然など豊富な観光資源を有している。しかし、これまで日帰り観光が多かったが、今後は海外からのインバウンドも視野に入れ、体験・交流型の要素を取り入れた滞在性・回遊性をもつ旅行形態への転換が望まれている。

第2節 史跡指定地の状況

1 指定に至る経緯と指定範囲

天正の瀬替えによって大井川の流路が変わり、それまで野田の山裾にあった島田宿は南の大井川の畔に近い現在の本通付近に移ったと考えられている。慶長6年(1601)、徳川家康により宿駅制度が設けられ、街道の整備とともに島田宿でも本陣や旅籠、問屋場が整えられた。しかし、3年後の慶長9年、大井川の大洪水により島田の宿場は壊滅状態となり、再び元島田に宿場を移設した。その後、駿河藩主となった徳川頼宣のもと宿場の復興が行われ、元和元年(1616)には宿場の機能が現在の本通に戻った。川越遺跡の北側に「紀州街道」と呼ばれる道の一部が存在するが、この後紀州徳川家初代藩主となる徳川頼宣が整備した道と地元で語り継がれており、現在の東海道に近い場所に街道が整備されたと考えられる。

寛永3年(1626)、三代将軍徳川家光の上洛に際して駿河藩主であった弟徳川忠長は大井川に浮舟(舟)橋を架けて通行の便を図った。しかし、大井川は箱根と並び江戸を守る要衝で架橋は家康の遺訓に逆らうものとして家光が忠長を叱責したと言われている。この後、忠長は二代將軍秀忠の息子でありながら、その他の所業が咎められて改易となり最後は幕命により自害に至った。この一件は江戸の防御の理由から大井川での架橋・渡船を認めず、徒步渡しに限る大きな要因となった。

やがて、寛永12年(1635)には『武家諸法度』の改定により大名の参勤交代が制度化され、17世紀半ば以降には庶民の間で伊勢神宮に詣でる御蔭参りがブームになるなど、街道を行き交う旅行者が増大していった。それにともなって大井川では旅人と川越人足のトラブルも増え、寛文4年(1664)には島田代官長谷川藤兵衛が三軒屋(現在の河原町)の権右衛門と清右衛門の2人を川目代に任命し、その取り締まりに当たらせた。その後の代官となった野田三郎左衛門は元禄9年(1696)に橋爪助左衛門と塚本孫兵衛に川越業務を統括する川庄屋に任命した。それまで川越しの業務は島田宿の問屋業務に属していたが、業務が増大したため独立した体制で管理するようになった。これ以後旅人に川札を販売し川越しに関する事務を取り扱った川会所や川札を換金する札場、川越人足の溜り場となった番宿などの諸施設が川越し場の集落に設けられていった。

江戸時代を通じて將軍から一般庶民に至るまで川越人足が担ぐ連台や肩車で大井川を渡らせた川越制度も、明治3年(1870)に新政府が架橋もしくは渡船にするよう命令を下し、終わりを迎えることとなった。翌年から渡船が始まり。川会所は川越制度廃止当初は現地で「聖川舎」(寺子屋)として使用されていたが、その後柳町に移築され学校として使われ、さらに旧六合村へ売却され小学校校舎として使用された。しかし、昭和7年に旧町(島田町)内有志が中心となって川会所の買い戻し運動が起り、市内稻荷町の大井川公園に移築し「済河館」と呼ばれる記念館として整備され連台などの資料を展示した。

戦後、済河館は引き揚げ者の臨時収容所となり数世帯が住んでいたが、昭和33年(1958)頃から歴史的に貴重な建造物である川会所のこうした状態を憂いた一般市民から再び保護運動が起った。文化庁や静岡県教育委員会との協議では、川会所の建物とともに、江戸時代の地割りや往時の

景観が残る川越し場の保護の重要性が指摘され、川会所の建物が建っている稻荷町の土地も含めて、史跡として指定することとなり、昭和41年8月1日、「島田宿大井川川越遺跡」として、街道を含む20箇所の土地が国の史跡指定を受けるに至った。

その後、指定から40年以上が経過した平成21年頃より、指定地の一部の所有者から市に対して史跡の買上げが要望されるようになった。市では改めて指定地の所有状況や史跡の過去の土地利用の状況等について調査を行なった結果、指定地の地番の齟齬や史跡整備によって指定解除すべき土地が判明するとともに、川越し場を形成していた島田大堤や稻荷神社なども新たに指定することとなり、平成26年(2014)3月18日に史跡の一部指定解除及び追加指定を行った。

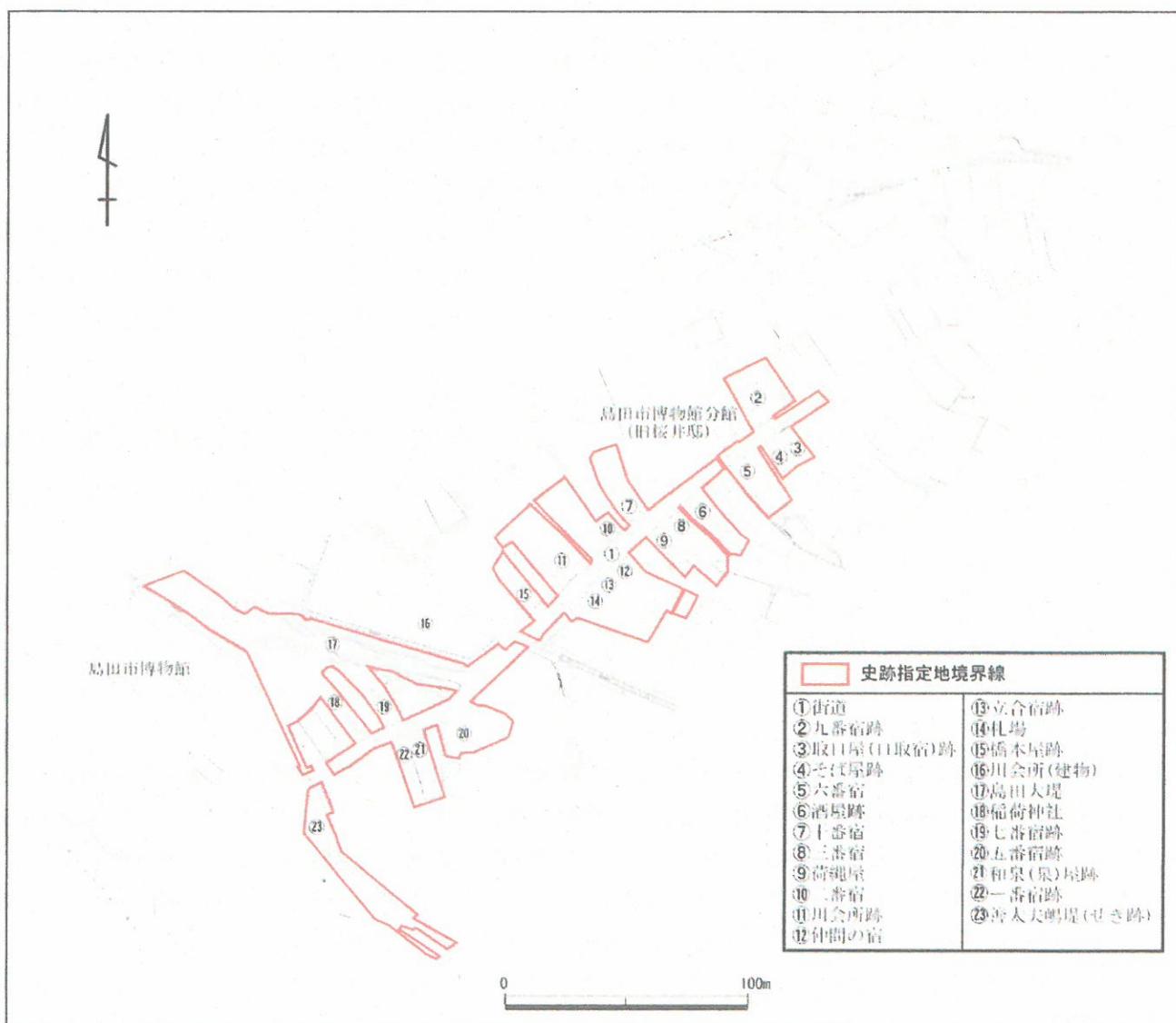


図3 指定対象範囲地図

2 遺跡の公有地化と整備の経過

指定地および周辺では、川会所の建物の移築復元に始まり、各番宿の復元整備が行われてきた。これと並行して所有者から買い上げ要望のあった指定地について遺跡の保護を目的に公有地化を行ってきた。また、遺跡に隣接して大井川の川越しを紹介する島田市博物館を設置するとともに、歴史的景観をイメージした街道整備を行ってきた。

表1 遺跡の公有地化と整備の経緯

事業年度	史跡購入	史跡整備	その他
昭和 42～45 年	川会所用地	川会所（移築復元）	
昭和 45 年		仲間の宿（復元整備）	
昭和 47 年		二番宿（復元整備）	
昭和 48 年		三番宿（復元整備）	
昭和 49 年		札場（復元整備）	
昭和 51 年		善太夫嶋堤（せぎ跡）	
昭和 53 年	十番宿（土地・家屋） 立合宿跡（土地）		
昭和 54・55 年		六番宿（復元整備）	
昭和 57 年		十番宿（復元整備）	
昭和 59 年	札場（土地・家屋）		
昭和 62 年	酒屋跡（土地）		
平成 2 年	三番宿（土地・家屋）		
平成 4 年			島田市博物館開館
平成 5 年			大井川川越広場整備（河川敷）
平成 6～10 年			街道整備（道路・水路改良等）
平成 12 年	七番宿跡（土地）		島田市博物館分館開館
平成 16 年		一番宿跡（前面修景）	
平成 27 年	二番宿西（土地）		
平成 28 年	川会所跡（土地）		

3 指定地および周辺地域の状況

（1）河原町の概要

川越遺跡のある河原町は島田市の中心市街地から西へ約 2km の場所にある。西は大井川に面し、南側には新東海製紙㈱の工場が広がり、北側は主要地方道島田・吉田線を挟んで稻荷町に接し、町が三角の形をしている。街道の南側は都市計画上の準工業地域で、北側は第 1 種住宅地域となっている。

人口は 1,293 人で 476 世帯（平成 28 年 12 月 31 日現在）が暮らしている。少子高齢化の影響から二丁目の人口が減少しているが、一丁目の博物館北側の宅地化が進み、町内全体としてはほぼ横ばい傾向にある。隣接する稻荷町に小・中・高校があることや JR 島田駅から徒歩約 25 分の距離であることから、住環境に恵まれた住宅地であるといえる。

（2）指定地およびその周辺の状況

現在、指定箇所は大井川の川原との境であった「善太夫嶋堤（せぎ跡）」から『東海道分間延絵図』に「三太郎西土橋」と記された水路までの街道約 270m とその南北両側に接している川越し関連の施設のあった土地および「島田大堤」や「稻荷神社」など当時の川越し場の環境を物語る関連遺構の残る土地の合計 24 箇所(10,416.81 m²)となっている。当初の指定が関連施設のあった土地の指定であったため、指定地と指定地の間に未指定地が存在する。こうした土地には島田市博物館分館（旧桜井邸）を含め、明治期以降に建てられた一般住宅も存在し、歴史的な景観を形成している。他方、現代的な一般住宅に暮らしている住民もいるため、史跡との良好な関係を保つ必要がある。

(3) 土地所有の状況

指定地の土地所有については、街道や堤防の公有地に加え、昭和 53 年以降に史跡の保護を目的に公有地化した土地を含めて 12箇所が市有地となっている。

表2 土地所有の状況

所有	呼称	面積 (m ²)	割合 (%)
島田市	街道・島田大堤・善太夫嶋堤（せぎ跡）・川会所跡・三番宿・十番宿・仲間の宿・立合宿跡・札場・七番宿跡・二番宿西・松並木敷き	8,203.98	78.8
民間	九番宿跡・取口屋（口取宿）・そば屋跡・六番宿・荷縄屋・二番宿・五番宿跡・和泉（泉）屋跡・一番宿跡・稻荷神社	2,212.83	21.2
合計		10,416.81	100.0



図4 土地所有区分地図

(4) 現状変更の取扱い区分

『島田宿大井川川越遺跡保存管理計画』（平成 27 年 3 月）では街道を中心に沿道の指定地および周辺未指定地も含めた一帯を保護対象地域とし、指定地内においてはその所有や整備状況に応じて区分し、現状変更の許可基準を定めた。また、川越しに関連する周辺の諸要素についても保全に努めるものとした。



保護対象地域および現状変更取扱い種別

	分類等	対象	現状変更の許可等
□ 保護対象地域 （街道に面した土地）	第1種 (指定地)	川会所跡、三番宿、二番宿西、七番宿跡、十番宿、札場、立合宿跡、仲間の宿、旧酒屋跡	史跡整備を除き、現状変更は原則認めない。
	第2種 (指定地)	街道、島田大堤、二番宿、六番宿、善太夫嶋堤 (せぎ跡) (南)	史跡整備および生活に直結するもの等以外の現状変更は原則認めない。
	第3種 (指定地)	稻荷神社、五番宿、和泉屋、一番宿跡、九番宿、荷縄屋、取口屋 (口取宿)、そば屋跡、橋本屋跡、善太夫嶋堤 (せぎ跡) (北)	遺構、環境を損なわない範囲での現状変更は認める。(浄化槽などの生活に必要な最小限の現状変更は認められる。)
	第4種 (未指定地)	保護対象地域内の未指定地	追加指定を目指す。当面は周知の埋蔵文化財包蔵地として保護を行う。工事に当たっては埋蔵文化財の調査が必要。
史跡の周辺における諸要素		島田市博物館、駐車場、川越茶屋、河原町公会堂、あづまや、朝顔の松公園ほか	地元自治会、関係機関と協議し、保全に努める。

図5 現状変更取扱い区分図

(5) 居住の状況

居住の状況について、現在、保護対象地域内には一般住宅が 25 棟あり 19 世帯が暮らしている。うち指定地内にある一般住宅は 9 棟あり、6 世帯が暮らしている。全体的に高齢者や独居者世帯の割合が高く、今後、遺跡の保存管理の面で対策が求められる。

(6) 景観の状況

街道からの景観については、通りに面して一般住宅や復元家屋が立ち並ぶ一方で、遺跡の公有地化にともなって更地となった市有地が混在している。更地となった土地の後背地には現代住宅が立ち並び景観上の対応が求められている。

- ①街道 指定地内の街道は砂利を混ぜたアスファルト舗装がされている。道の南北に設けられた側溝は農業用水路として使用している。家庭からの排水は街道地下に埋設した下水管を使って排出している。街道沿いにあった電柱は建物の裏に移設され、景観への配慮が行われている。指定地内及び街道の東にあった並木敷きは無くなり、札場西に榎の植えられた部分に残るのみで、川会所の前に復元的に松が植えられているほか、博物館と朝顔の松公園に挟まれた道路沿いに復元とは別に松が植えられている。街道の西は県道河原大井川港線が走る大井川の堤防があり、景観は遮られている。
- ②橋 江戸時代、街道にあった内川土橋、久兵衛前土橋、三太郎西土橋はコンクリート製のボックスを埋め、その上はアスファルト舗装に代わっており、水路として分かるものの土橋の景観は残っていない。
- ③堤 島田大堤 街道の南側は削り取られ道路になっており、先は新東海製紙㈱の工場になっていて、コンクリート壁で景観が遮られている。松並木については太平洋戦争中に伐られ、戦後に植えられた桜並木となっている。
善太夫嶋堤 街道北側は宅地になっており、南側はほとんどが削られ朝顔の松公園の一部となった。昭和 51 年にせぎ跡と石積みの堤の一部を復元整備した。
- ④建物 保護対象地域内の家屋は街道北側に 15 棟、南側に 17 棟あり、このうち復元家屋は北側に 3 棟、南側に 4 棟ある。また、家並みの基本となる平入り屋根で平屋建ての建物は 18 棟で、島田大堤の西側に比べ東側の方が、その割合が高くなっている（西側 27%、東側 68%）。このほか現代の生活スタイルを反映して、12 棟が街道と家屋の間に駐車スペースを設けている。
- ⑤後背地 街道沿いの建物の裏にあった屋敷杜の樹木は稻荷神社の杜として残る以外はほとんど無くなり、住宅となっている。また近世の新田開発によって開かれた水田も宅地化が進み、街道から眺望できる田畠は三番宿の東隣と札場の西隣の水田になっており、特に街道の南側は製紙工場となっている。
- ⑥その他 富士山の眺望については、2 階建て住宅の影に隠れ街道からは見ることができないが、島田大堤の上からわずかに眺望することができる。



(7) 公開と利活用の状況

遺跡の中で家屋の復元整備を行ったのは川会所など7棟である。このうち一般住宅として使用されている個人所有の2棟を除く5棟については、年末年始を除き内部の無料公開を行っている。なお、遺跡の活用状況については下表のとおりである。

表3 平常時の活用状況

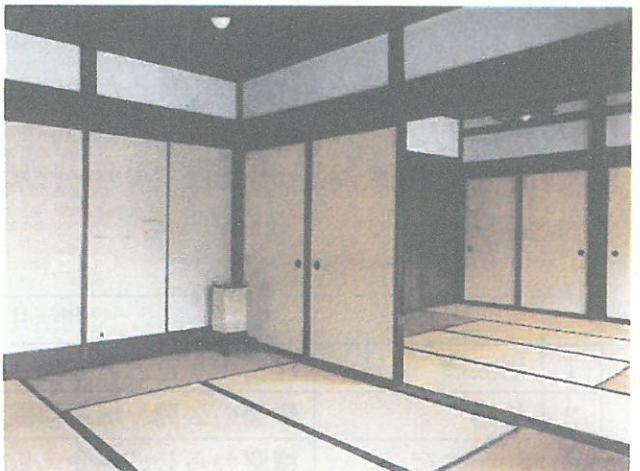
	施設名	利活用の状況
1	川会所	連台・川役人の人形展示、川越し業務の説明
2	札場	帳場の公開、機織体験学習（15日/月）
3	仲間の宿	権蔵わらじの紹介
4	三番宿	川越人足の人形展示
5	十番宿	川越人足の人形展示、民俗・近代資料展示



1 川会所



2 札場



3 仲間の宿



4 三番宿

5 十番宿

表4 イベント等の活用状況

	イベント	利活用の状況
2月下旬 ～4月中旬	雛人形展示	札場・仲間の宿・三番宿・十番宿に市民が寄贈した雛人形を展示（川越し街道を愛する会：※（8）市民参加の状況 参照）
3月下旬	桜まつり	島田大堤でのお花見（河原町自治会）
4月中旬 ～5月下旬	五月人形展示	札場・仲間の宿・三番宿・十番宿に市民が寄贈した五月人形を展示（川越し街道を愛する会）
5月5日	こどもの日イベント	川会所前庭での落書き遊び（博物館・川越し街道を愛する会）
6月下旬 ～7月中旬	七夕飾り	復元家屋の軒先に七夕飾りを設置し、観光客が願い事を書いて吊るす。（川越し街道を愛する会）
8月21日	花灯籠（県民の日イベント）	夜間、街道を通行止めにして灯籠を設置。住民による民謡踊りや各種アトラクションの実施（市民団体との協働）
10月30日	しまだ大井川マラソン in リバティ	街道をフルマラソンのコースとして活用（観光課）



雛人形展示



桜まつり



花灯籠（キャンドルナイト in 川越し）



しまだ大井川マラソン in リバティ

（8）市民参加の状況

都市計画マスターplan策定に伴う地域づくり懇談会を機に、河原町住民を中心としたボランティア活動組織として平成9年に「川越し街道を愛する会」が発足した。現在会員数は14人で、雛

人形・五月人形の番宿展示や街道の七夕飾りを行うほか、川越茶屋で観光客向けのお土産処「芭蕉庵」の運営を行っている。また、大井川の連台越しの保存・顕彰を目的に、河原町・稻荷町、向谷の有志（現在会員数 54 人）で組織する大井川輦台越保存会があり、江戸時代の伝統的な川越しの渡渉方法を守り継いでいる。

第3節 史跡の価値

川越遺跡は歴史的な遺跡の意義や地域との関わりなど多様な側面を持っている。以下、川越遺跡の価値について記す。

- 1 江戸期において東海道の中でも、最大の難所として全国にもその名が知られた大井川の交通遺跡である。

大井川は豊富な水量と激しい水勢から旅人の往来を妨げた。こうした厳しい交通条件に加えて幕府は地域経済に配慮し、徒步渡し賃を水深によって定めたため、旅人にとっても経済的に東海道最大の難所として広く知られた。

- 2 経済的・文化的に独自の発展を遂げた島田・金谷両宿を支えた大井川の川越制度を物語る遺跡である。

川留めや徒步渡しは島田・金谷の両宿に多大な恩恵と富をもたらした。また、川留めにより松尾芭蕉をはじめ多くの文人墨客が逗留し東西の文化交流が行われるとともに、島田髪や帶祭りなど東海道の他の宿場に類を見ない独特の文化を育んだ遺跡である。

- 3 川越制度を伝える関連施設が資料等に記録され、現在も地割と施設の一部が保存されている貴重な遺跡である。

川越しの様子を伝える文献・絵画資料や川越し場の構造を示す地割や川会所の建物が現在も残る。江戸時代、安倍川など徒步渡しが行われた他の河川の川越し場を知るうえでも希少な遺跡である。

- 4 歴史的町並み景観・修景に配慮した遺跡である。

川越遺跡一帯は高度成長期における都市開発の影響を受けずに番宿の復元家屋や旧桜井邸といった歴史的な建築物が残る地域である。また、地域住民の理解と協力のもと、調和のとれた町並みが保たれている。島田市内においてはこうした伝統的な建築物が数多く残る地区は他に無く、歴史的な町並み景観を有する遺跡である。

- 5 川越しにかかる文化遺産を市民が守り継ぐ遺跡である。

川越し場の中心施設として使われた川会所は制度廃止後、市内各地に移築を繰り返しながら学校などの施設として使用された。その後、川越しを物語る貴重な建物として、関連資料と併せて保存がされてきた。また輦台越保存会や朝顔の松などの関連の文化遺産が周辺に現存し、本市のアイデンティティともいえる「大井川の川越し」を後世にわたり継承すべき貴重な遺跡である。

(『島田宿大井川川越遺跡保存管理計画』より抜粋)

第3章 整備の基本理念と基本方針

第1節 整備に向けた課題

1 整備に関する市民の意識

「保存管理計画」の策定の際、河原町住民を対象とした説明会や保護対象地域の所有者への個別訪問を行う中で、下記の意見や要望が寄せられた。

【地域住民の要望】

- ①生活道路の確保（南北・背面道路等の整備）
- ②少子高齢化と空き家対策（防犯・防災、活気がない）
- ③観光客のマナー遵守とプライバシーの確保
- ④家並み・景観の統一
- ⑤お出かけバスの路線
- ⑥側溝落下防止の対策
- ⑦商店の出店
- ⑧空き地の有効活用（史跡購入の更地化）
- ⑨大井川川越しまつりの復活

【市民・一般観光客の要望】

- ①景観・家並みの統一化
- ②土産物店・飲食店・宿泊施設がほしい
- ③見所を多くし、繰り返し訪れる魅力を作る
- ④空き地の活用
- ⑤復元家屋を使って商売をする
- ⑥一般車両の通行と見学者の安全確保
- ⑦建物以外でも川越しを理解できるようにする
- ⑧外国語の表記を行う

2 課題の整理

上記の整備に関する市民の意識も踏まえると、川越遺跡の整備における課題は、以下のように整理できる。

(1) 遺跡の正しい認識と市民が共有できる意識の形成

- ・川越遺跡に対する一般の人の関心は建物群の景観や佇まいにある。しかし、市民・一般観光客の意見にあるように、川越しに関わる建物があった場所の地割や建物だけでは川越しを理解することは難しい。かつて川越しが行われた大井川の河川敷には川越しを物語る遺構もない。「島田宿」とあるため、旅籠と勘違いされる場合もあり、これらを整理しつつ、川越遺跡の歴史を正しく伝えることが必要である。
- ・川越遺跡の歴史を後世に伝え、かつ対外的にも説明・アピールできるよう、体系的な教育・啓発が必要である。学校教育や生涯学習の場を通じて、まず市民や地域住民が歴史を理解し、関心を持てるような働きかけが求められる。それによって、市民や地域住民が共有できる意識を深めていく必要がある。

(2) 空き家・定住化対策と地域の活性化

- ・ライフスタイルの変化に伴う少子高齢化・人口減少化により、史跡およびその周辺においても、空き家が増加している。史跡指定地においては、所有者と協議の上、有効活用を図る必要がある。
- ・指定地の所有者の中には、維持・管理費の問題から市の買上げを望む声がある。
- ・保護を目的に史跡購入した土地・建物は、文化財として市が管理し、公開しているが、平日は閑散として活気がなく、高齢者・独居者の多い通り沿いの住宅は防犯・防災面で不安があり、空き家・定住化対策と地域の活性化が必要である。

(3) 地域住民の生活に配慮した計画的な整備

- ・以前はプライバシーの問題など住環境の悪化を危惧する住民もいたが、観光客が来ることに抵抗を感じる住民の意識は徐々に少くなりつつある。
- ・ある程度の観光地化は地域活性のために必要と感じている住民も少なくない。
- ・地域住民の生活に配慮した計画的な整備や観光客の誘導が必要である。

(4) 歴史的な景観整備と周辺道路の整備

- ・一般市民には、中心市街地にかつての島田宿の面影を感じさせる場所が少ない中、川越遺跡にそれを求め、歯抜け状態を解消し観光地化を望む声が根強い。
- ・観光客が街道を見学して歩くことや、川越街道に侵入する車両により、自動車を利用した地域住民の生活道路が不便にならないよう、街道の裏に生活道路を設けることなどが強く求められている。
- ・街道沿いの歴史的な景観整備と周辺道路の整備が必要である。

(5) 遺跡の活用と観光面との連携

- ・現状では川会所などの復元家屋や連台と民俗資料の見学が中心で、機織の体験学習が行われているが、観光客の増加にまでは結びついていない。
- ・市外から多くの人が川越遺跡を訪れ歴史文化に触れてもらい、観光振興につなげられるよう周辺整備を進める必要がある。
- ・川越遺跡の歴史文化に触れる観光をよりPRし、人を呼び込む施策を様々な媒体やネットワークを使って広げていく必要がある。

(6) 遺跡に親しむ環境や体制づくり

- ・川越遺跡の価値を分かりやすく説明し、伝えることができる人材育成が必要であり、市民や市内の観光に携わる人が、川越遺跡の歴史文化を正しく理解し、観光客に説明できるようにするとともに、おもてなしの心を持って接する体制づくりを進めることが重要である。
- ・川越遺跡の存在をより分かりやすく、人々が身近に感じやすくするための案内・サインや解説資料等の整備が必要である。
- ・川越遺跡に親しむ内外の人材ネットワークを強め、市民との協働による保存、管理、活用の体制づくりが必要である。

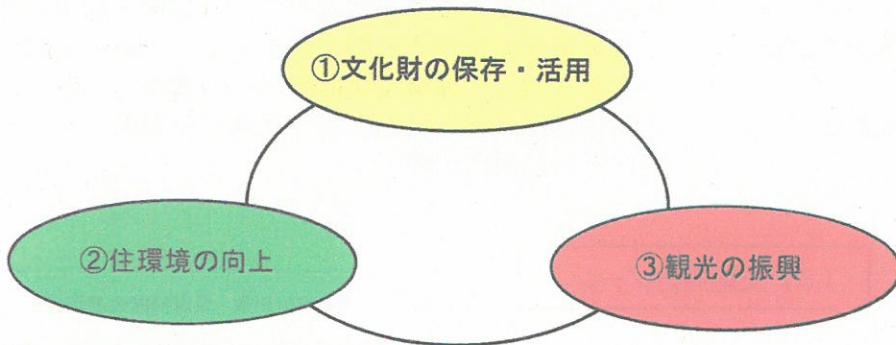
第2節 基本理念

島田宿大井川川越遺跡の整備にかかる基本理念を次のように設定する。

東海道最大の難所 大井川の川越遺跡を守り継ぎ
そこに住む人にも訪れる人にも心地良い史跡のまちづくり

- 1 江戸時代、東海道最大の難所として知られた大井川の川越しを物語る遺跡を顕在化していく。 ··· ·①
- 2 川越遺跡の魅力である切妻屋根の歴史的な家並みを活かし、今も人々が暮らす遺跡として持続可能なまちづくりを進め守り継いでいく。 ··· ·①
- 3 遺跡の積極的な幅広い活用を検討し、人に優しい史跡のまちづくりを図る。 ··· ·②
- 4 島田宿大井川川越遺跡の文化財としての史跡の価値を深化させ、整備・活用を行うとともに、文化的観光地化を図る。 ··· ·③

【史跡整備の3つの柱】



第3節 整備の基本方針

島田宿大井川川越遺跡を上記の基本理念のもとに、将来にわたり的確に整備・活用していくまでの基本方針を以下に記載する。

- 1 史跡の本質的価値を保存するとともに、その価値を顕現するため整備活用し、次世代へと確実に継承する。
- 2 史跡の調査・研究をさらに進め、学術的成果に基づいた整備を行うとともに、有効な利活用を行う。
- 3 市民のアイデンティティの核を形成し、文化的観光資源として整備するとともに、市民協働の場としての活用をする。
- 4 市民生活に十分配慮するとともに、合意形成を図りつつ、歴史遺産・歴史環境を生かした整備活用を図る。
- 5 史跡の価値のさらなる向上を図るため、周辺地域も含めて整備し、一体的な利活用とする。